魚津市農業委員会総会議事録

- ・と き 令和3年11月5日(金) 午後1時30分
- ・ところ 魚津市役所第一会議室

議事

第 1	議事録署名委員について
⇔ 1	美国母妻女 木戸について
F	新

- 第2 議案 第 32 号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する 意見決定について
- 第3 議案 第 33 号 農地法第5条の規定による事業計画変更申請に対す る意見決定について
- 第4 議案 第 34 号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する 意見決定について
- 第5 議案 第 35 号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地 利用集積計画の決定ついて

総会の種類 定例総会

3. 農業委員の定数 14名

4. 総会に出席した農業委員の数 13名

会長(議長) 14番 杉山 篤勇

委員 1番 稗苗 史絵 2番 小坂 義則

3番 宮坂 博一 4番 佐々木 隆

5番 住田 賀津彦 6番 關口 卓司

7番 大﨑 章博 8番 金坂 隆男

9番 髙橋 順子 10番 松田 治之

12番 谷越 彦茂 13番 石坂 誠一

5. 総会に欠席した農業委員の数 1名

11番 北田 直喜

6. 総会に出席した農地利用最適化推進委員の数 4名

上中島地区 石川 道範 加積地区 西田 八郎

下野方地区 石川 信廣 経田地区 経田 高久

7. 議事録署名委員

8番 金坂 隆男 9番 髙橋 順子

8. 総会に出席した職員

事務局長 矢野 道宝 庶務係長 高森 玲子

主任 中尾 能成 主任 井口 健太郎

主事 横田 悠介

【開 会:午後1時30分】

議長: それではただ今から令和3年度11月農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は委員14名中13名出席ですので、総会は成立しております。

本日の議事録署名委員には、8番金坂委員、9番髙橋委員にお願いいたします。

議案第32号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する 意見決定について、事務局より説明を求めます。

事務局: 議案第32号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する 意見決定についてご説明します。

2ページ目の説明概要をご覧ください。今月の4条申請は1件ございます。転用別及び地区別の内訳は議案書の表のとおりです。

それでは3ページ目の総括表から順に読み上げてご説明いたします。 【議案第32号 議案書をもとに朗読】

別添の調査書にあるとおり、農地の区分と転用目的については適当 であると考えます。また、すべての許可要件を満たしていると考えま す。

議長: ただいま事務局からの説明が終わりました。担当確認委員からの 説明をお願いします。

事務局: 本日欠席の北田委員からは、本案件について特段問題無い旨、事前に伺っておりますので報告致します。

議長: 事務局並びに担当確認委員から説明を求めました。委員の皆様方で何かご意見がありましたらご発言願います。

議長: 特に無いようならば、申請通り意見決定でよろしいでしょうか。

(「異議無し」の声あり)

議長: 異議が無いようですので、議案第32号は意見決定いたします。 議案第33号農地法第5条の規定による事業計画変更申請に対する 意見決定について、事務局より説明を求めます。

事務局: 議案第33号農地法第5条の規定による事業計画変更申請に対する 意見決定についてご説明します。

> 今月の事業計画変更申請は上中島地区の1件です、5ページ目を ご覧ください。

【議案第33号 議案書をもとに朗読】

今回の事業計画変更申請については、農地の区分と転用目的については適当であると考えられ、すべての許可要件を満たしていると考えますので事業計画変更に支障はないものと考えられます。

議長: ただいま事務局からの説明が終わりました。担当確認委員からの 説明をお願いします。

8番: 事務局から説明があった通りです。問題無いと思います。

議長: 事務局並びに担当確認委員から説明を求めました。委員の皆様方で何かご意見がありましたらご発言願います。

経田推進委員: 法定外公共物は地番がないのにどのように所有権移転されるので しょうか。また、譲渡人に個人がいますが問題無いのでしょうか。

事務局: 法定外公共物には地番がありませんので、払い下げの過程で地番を付し、所有権移転となります。また、譲渡人に個人名がありますが、申請者間の手続きによるもので特に問題ありません。

7番: 払い下げは無償ですか、有償ですか。

事務局: 払い下げは売買ですので有償です。

議長: その他に何か意見はございませんか。

議長: 特に無いようならば、申請通り意見決定でよろしいでしょうか。

(「異議無し」の声あり)

議長: 異議が無いようですので、議案第33号は意見決定いたします。 議案第34号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する 意見決定について、事務局より説明を求めます。

事務局: 議案第34号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する 意見決定についてご説明します。

7ページ目の説明概要をご覧ください。今月の5条申請は4件ございます。転用別及び地区別の内訳は議案書の表のとおりです。

それでは8ページ目の総括表から順に読み上げてご説明いたします。 【議案第34号 議案書をもとに朗読】

別添の調査書にあるとおり、農地の区分と転用目的については適当であると考えます。また、すべての許可要件を満たしていると考えます。

議長: ただいま事務局からの説明が終わりました。担当確認委員からの 説明をお願いします。 8番: 1番については、事業計画変更で説明があった通りです。特に問題ありません。2番についても、現地確認した結果特に問題ありませんでした。

2番: 譲受人が妻の実家近くに宅地を求められた案件です。申請地は基 盤整備がされておらず不整形で、耕作に不向きな場所でもあります。 問題無いと思います。

14番: 3種農地で周辺農地にも影響がないと思われますので、特段問題無いかと思います。

議長: 事務局並びに担当確認委員から説明を求めました。委員の皆様方で 何かご意見がありましたらご発言願います。

議長: 特に無いようならば、申請通り意見決定でよろしいでしょうか。

(「異議無し」の声あり)

議長: 異議が無いようですので、議案第34号は意見決定いたします。 議案第35号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利 用 集積計画の決定について、事務局より説明を求めます。

事務局: 議案第35号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利 用集積計画の決定について説明いたします。

> 魚津市長より令和3年10月29日付けで農用地利用集積計画の決定 を求められています。

今月の案件は、2件、7筆、5,461㎡です。全て相対契約です。 利用権の種類等は記載のとおりとなっております。

以上の計画は、農用地の効率的な利用、農作業状況等、農業経営 基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長: 事務局からの説明が終わりましたが、何かご意見はありませんか。

議長: 特に無いようならば、申請通り決定してよろしいですか。

(「異議無し」の声あり)

議長: 異議が無いようですので、議案第35号は決定いたします。

議長: これで議案審議は終わりましたが、その他の協議事項について事

務局より説明して下さい。

事務局:・非農地通知について(令和3年10月分)

・農振除外について(令和3年9月受付分)

・富山県農業委員会大会について

議長: 以上で本日の総会を終了します。

【閉 会:午後2時40分】

農地法第4条調査書

議案第32号 受付番号1番

申請者					作成者	井口	健太郎
	許可要件の状況						
農地の区分	申請地は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域(準工業地域及び第一種住居地域)が定められた市街地の区域内にある農地であり、第3種農地と判断しました。 転用許可基準は原則許可です。						
転用目的	た、既存	申請地隣の貸駐車場は通路幅が狭いことから拡張する計画です。また、既存の農業用倉庫が手狭であることから、余剰な駐車スペースを 活用し農業用倉庫も建設する計画です。					
資力及び信用	ては全額 しており	は過去に違原 自己資金でる 、適当である	まかなう計 ると考えま	画であり、 す。	申請書に	こ通帳の	写しを添付
転用行為の妨げとなる権 利を有する者の同意状況	申請に	係る農地の	転用行為の	妨げとなる	る権利はあ	うりませ	:ん。
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	する見込	受けた後、i みがない場か を行う計画 [*]	合は許可し				る用途に供い、許可後す
行政庁の免許、許可、認 可等の見込み							
農地以外の土地の利用見込み	利用でき	係る農地と- る見込みが ⁷ 全て農地で ⁸	ない場合は	、許可した			
計画面積の妥当性	られない	係る農地の 場合は、許 駐車場敷地の	可しないこ	とになって	こいますか	、、本件	は、農業用
宅地の造成のみを目的と する場合にはその妥当性	成のみを ことにな	係る事業が 目的とする。 っています。 、該当しない	ものである が、本件は	場合は、- 農業用倉庫	一定のもの	以外は	許可しない
周辺の農地等に係る営農 条件への支障の有無	ばぬよう 生活雑 画であり	地との境界に配慮されます 排水は発生す 、問題無い。 転用によって	す。 せず、雨水 と考えます	についてに	は、隣接の	水路へ	排水する計
一時転用の妥当性 法令(条例を含む。)に より義務付けられている 行政庁との協議の進捗状 況							

議案第34号 受付番号1番 (所有権移転)

(所有權移転)					
譲受人	譲渡人	作成者 井口 健太郎			
	許可要件の状況				
農地の区分	申請地は第1種及び第3種農地のいずれの要件にも該当せず、土地 改良事業の対象区域ではない小集団規模(約3ha)の生産性の高くな いその他の農地であることから、第2種農地と判断します。 転用許可基準は、代替可能性なしです。				
転用目的		た第二工場および駐車場敷地内には 2として取得するために転用申請する			
資力及び信用	ては全額自己資金でまかなう計画 書に添付しておりますので適当で	· -			
転用行為の妨げとなる権 利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨				
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性		語地に係る農地を申請に係る用途に いないことになっていますが、許可後			
行政庁の免許、許可、認 可等の見込み	を必要とする場合においては、こ	「行政庁の免許、許可、認可等の処分」 はれらの処分がなされなかったこと又 「しないことになっていますが、都市 「為は許可済みです。			
農地以外の土地の利用見込み	して、市が管理する法定外公共物	語請に係る事業の目的に供する土地と の(水路・農道)は、付け替えと一部 、申請に係る農地と一体として申請 ・利用する見込みがあります。			
計画面積の妥当性		任係る事業の目的からみて適正と認め になっていますが、本件は、工場及 面積であり妥当と考えます。			
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	成のみを目的とするものである場ことになっていますが、本件はエ 当しないと考えます。	の他の施設の用に供される土地の造 合は、一定のもの以外は許可しない に場及び駐車場の建設が目的であり該			
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	,	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			
一時転用の妥当性 法令(条例を含む。)に より義務付けられている 行政庁との協議の進捗状 況					
L					

議案第34号 受付番号2番 (使用貸借権設定)

(使用貸借権設定)						
譲受人	譲渡人	作成者 井口 健太郎				
	許可要件の状況					
農地の区分	申請地は、おおむね77haの一団の農地の区域内にあり、第1種農地 と判断します。 転用許可基準は、集落接続です。					
転用目的	しています。 当初は申請地で住宅を建設しよ	が、家族の増加により部屋数が不足 うとしましたが、建築物が農業用水 の農業用倉庫を取り壊し住宅を建設 車庫を建設する予定です。				
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については全額自己資金でまかなう計画で、通帳の写しを申請書に添付しておりますので適当であると考えます。					
転用行為の妨げとなる権 利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨け	げとなる権利はありません。				
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性		請地に係る農地を申請に係る用途に ないことになっていますが、許可後				
行政庁の免許、許可、認 可等の見込み						
農地以外の土地の利用見込み		申請に係る事業の目的に供する土地 許可しないことになっていますが、 ません。				
計画面積の妥当性	られない場合は、許可しないことは 倉庫兼車庫敷地として必要最小限の					
宅地の造成のみを目的と する場合にはその妥当性	成のみを目的とするものである場 ことになっていますが、本件は、) 的であり該当しないと考えます。	の他の施設の用に供される土地の造 合は、一定のもの以外は許可しない 農業用倉庫兼車庫として利用する目				
周辺の農地等に係る営農 条件への支障の有無		, ,				
一時転用の妥当性 法令(条例を含む。)に より義務付けられている 行政庁との協議の進捗状 況						

議案第34号 受付番号3番 (使用貸借権設定)

(使用貸借権設定)	<u> </u>					
譲受人	į	譲渡人		作成者	井口	健太郎
	許可要件の状況					
農地の区分	申請地は、10ha未満 (8ha) の一団の農地の区域内にあり、かつ、 住宅用地等の連担している土地に近接していることから第2種農地と 判断します。 転用許可基準は、代替可能性勘案の必要なし(集落接続)です。					
転用目的		借受人は現在アパート住まいをしていますが、妻の母が高齢となったため、妻の実家近くに住宅を建設する計画です。				
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については全額借入金でまかなう計画で、住宅ローン借り入れに関する事前審査回答書を申請書に添付しておりますので適当であると考えます。					
転用行為の妨げとなる権 利を有する者の同意状況	申請に係	る農地の転用行	為の妨げとな	る権利は	ありま	せん。
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	供する見込	たけた後、遅滞な みがない場合は に入る予定です。	許可しないこ			
行政庁の免許、許可、認 可等の見込み						
農地以外の土地の利用見 込み	を利用する	かる農地と一体。 見込みがない場合 て農地であり、	合は、許可し	ないこと		
計画面積の妥当性	られない場	る農地の面積がり合は、許可しない 受最小限の面積である。	いことになっ	ています	が、本	·
宅地の造成のみを目的と する場合にはその妥当性	成のみを目 ことになっ 考えます。	る事業が工場、(的とするものでる ていますが、本体	ある場合は、 牛は住宅の建	一定のも 設が目的	の以外 であり	は許可しない 該当しないと
周辺の農地等に係る営農 条件への支障の有無	う配慮され 存水路へ放	の境界にはコンジ ます。生活雑排 x流する計画であ 用によって集団	水は公共下水 り問題無いと	道に接続 考えます	し、雨。	水は近くの既
一時転用の妥当性 法令(条例を含む。)に より義務付けられている 行政庁との協議の進捗状 況						

議案第34号 受付番号4番

(所有権移転)

(別有惟物転)					
譲受人		譲渡人		作成者 井口	は 健太郎
	許可要件の状況				
農地の区分	あり、かつ 共施設が7 しました。	つ概ね500m以内 字する市街地化修	に経田小学校の 質向の著しい区)教育施設と 域であり、第	人上の市道沿いに 経田公民館の公 第3種農地と判断
転用目的	譲受人に 必要になる おり、戸録	は現在共同住宅に ることや、一人信 まて住宅を建設す ましている住宅を	に住んでいます Eまいをしてい 「る計画です。	が、子の成長 る妻の母と <i>の</i>	をと共に部屋数が)同居を予定して 情地を利用し住宅
資力及び信用	ては全額(審査回答	借入金でまかなう 書を申請書に添作	計画で、住宅 けしております	ローン借り入 ので適当であ	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に依	系る農地の転用行	う為の妨げとな	る権利はあり	ません。
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	供する見記		は許可しないこ		ままに係る用途に いますが、許可後
行政庁の免許、許可、認 可等の見込み					
農地以外の土地の利用見 込み	を利用する申請地は含るため、	る見込みがない場 全て農地であり、	易合は、許可し 利用する隣接 二一体として申	ないことにな の宅地は妻の	目的に供する土地 さっていますが、 シ実家の敷地であ きの目的に供する
計画面積の妥当性	られない場		ないことになっ	ていますが、	みて適正と認め 本件は、住宅敷
宅地の造成のみを目的と する場合にはその妥当性	成のみを	目的とするもので っていますが、オ	である場合は、	一定のものじ	される土地の造 以外は許可しない っり該当しないと
周辺の農地等に係る営農 条件への支障の有無	う配慮され 路側溝へ加		ド水は公共下水 →り問題無いと	道に接続し、 考えます。	被害の及ばぬよ 雨水は隣接の道 ません。
一時転用の妥当性					
法令(条例を含む。)により義務付けられている 行政庁との協議の進捗状況					